

に従ひて昼と夜とを論はず共に駆せ使はれて網を引きて魚を捕る。白壁天皇の世の宝龜六年乙卯の夏六月の十六日に、天下に強き風吹き、暴き雨降る。

潮に大水漲へて雜の木流出づ。万侶朝臣、駆使に遣りて、流木を取らしむ。

長男と小男と二人、木を取りて桴を編み、同じ桴に乗り、拒み逆ひて往く。

水はなはだ荒く急し。繩絶え桿解けて潮を過ぎ海に入る。二人おのの一の木を得て乗りて海に漂流る。一人知らずして、ただ「南無無量災難令解脱釈迦牟尼仏」と称誦へ、哭き叫びて息ます。其の小男は、五日を逕て其の日の夕の時に、淡路國南郡の田野浦の塩焼く人の住む処に僅に依り泊つ。長男馬養は、後に六日の寅卯時に、同じき處に依り泊つ。当の土の人等、見て來由を問ひ、状を知りて感びて養ひ、当の国司に申す。国司聞きて、悲び涙みて糧を給ふ。

小男歎きて曰はく「生を殺す人に従ひて、苦を受くること量無し。我れまた還り到らば、彼れまた驅せ使ひてなほ事を止めずあらむ」といひて、淡路國の国分寺に留り、其の寺の僧に従ふ。長男は一月を逕て、本土に帰来る。妻子見て、面と目と測青になりて驚き怪びて言はく「海に入りて溺れて死に、七々日を逕て、斎食を為し、恩を報ゆること既に畢る。思はずより外に、何すれば活きて還来る。もしは是れ夢か、もしは是れ魂か」といふ。馬養

妻子に向ひて、具に先の事を陳ぶ。是に妻子聞きて、相悲び相憂ぶ。馬養心を発し世を厭ひ、山に入り法を修ふ。見聞く者、奇異びずといふこと無し。海の中に難多しといへども、命を全くして身を存つ。寔に釈迦如來の威き徳にして、海の中に漂ふ人の深き信なり。現報なほ是くの如し。いはむや、後生の報をや。

### 強ひて理にあらずして債を徵りて多く倍して取りて 現に悪しき死の報を得る縁 第二十六

田中真人広虫女は、讃岐國美賀郡の大領外從六位上小屋県主富手の妻なり。八の子を産生み、富みて貴く宝多し。馬と牛と奴と婢と稻と錢と田と畠と等有り。天年道の心無く、慳貪にして給予ふること無し。酒に多くの水を加へ、沽りて多の直を取る。貸す日には小き升をもちて与へ、償す日には大なる升をもちて受く。出舉の時には小き斤用、償し收むる時には大なる斤を以ちてす。利息を強ひて徵ること、太甚しく理にあらず。或るは十倍に徵り、或るは百倍に徵る。債ふ人は耳を没くし、心を甘しとせず。多の人方愁へて家

一七七五年。

二この時の暴風雨に関しては、他に記録は伝えられていない。續紀によれば、六月は旱天のため祈雨。八月九日には暴風雨により伊勢、尾張、美濃に被害。十一月には暴風雨により日向、薩摩に被害。

三流れに逆らつて航行する。しかし、「それのはい」無知なので「この」などと称えた、とする説話展開には無理がある。漂流する三人が「波」、あるいは咲く咲か(波が立つ)の意。万葉集・二十四三には、「波立つな」の意で「波な咲きそね」と見えるなどと叫んだのが「南無釈迦牟尼仏」である。

四出発点であつた港まで激流におし返され、さらには海まで流された。

五無量の災難から解脱させてくれる釈迦牟尼仏に、南無いたします。諸注は、「南無、無量の災難を解脱せしめよ。釈迦牟尼仏」と称えた。

六兵庫県津名郡、洲本市。「田野浦」は未詳。

七六日後。

八寅は午前三時から五時のころ。「卯」は午前五時から七時のころ。「寅卯時」は午前五時ごろか。詳細な日時が記述されるのは、この二人の漂流が文書にされ、そこに詳細な記事が記載されていたのである。

九原文「悲振給糧」。官による食糧の施与は、賑給、賚恤、などと称された。

一〇殺生は、十惡のひとつ。

一一兵庫県三原郡三原町八木笑原國分に所在。

一二下巻四線。

一三中巻三十八線。

一四中巻四十二線。

一五上文によれば、六月十六日に流され、六日後に漂着。「遷之二月」がいつを起点としての叙述が不明ではあるが、妻子と再会した時は、後代に「彼岸」と称された時期にあたるか。<sup>1</sup>日本歴日原典によればこの年の秋分は八月十九日。「若是残矣」とされるのは、この時期に死者の靈魂が帰還する、とされていたことを示すか。

一六このことを記した文書にかかるか。

一七七六年。讃岐国では、七七二年六月に疫病、

一七七年三月に飢饉、七七五年一月に飢饉、七

一七七年一月に飢饉(続紀)。

二木詳。本説話以外に所伝をみない。

三香川県木田郡あたり。

三未詳。本説話以外に所伝をみない。

を棄てて逃げ、他國に踏躡するひと、此の甚しきに過ぎたるは無し。広虫女、宝亀七年六月の一日に、疾病の床に臥して、数の日を歿。故に七月の二十日に至りて、其の夫並に八の男子を呼集めて、夢に見る状を語りて言はく、「閻羅王の闕に召されて、三種の夢を示さる。」一は、三宝の物を多く用て報ざる罪。二は、酒を沾りて多の水を加へて多の直を取る罪。三は、斗升斤を両種用て、他に与ふる時に七目を用、乞ひ徵る時に十二目を用て取る。此の罪に依りて汝を召す。現報を得べし。今汝に示すなり」とひて、夢の状を伝語りて、即日死亡ぬ。七日を逕て、焼かずして置く。禪師と優婆塞と三十二人を請集め、九日の頃に、願を發して福を修ぶ。其の七日の夕に、更甦還りて、棺の蓋自づから開く。是に棺に望みて見れば、はなはだ臭きこと比無し。腰より上の方は、既に牛と成る。額に角生え、長四寸ばかりなり。二の手牛の足と作り、爪皴けて牛の足の中に似たり。腰より下の方は、人の形と成る。飯を嫌ひて草を噉む。食ひ已りて齶齶む。裸衣にして著ず、糞土に臥す。東西の人忿々しく走り集りて、怪び視隙視て、息むことなし。大領と男女、愧恥ぢて慄慄み、五体を地に投げて、願を發すこと量無し。罪の報を贖はむが為に、三木寺に家の内の雜種の財物を進入れ、東大寺に牛七十頭と馬三十疋と治田二十町と稻

四千束とを進入れて、他人に負せたる物は、みな既に免す。国司、郡司見て解を官に送らむとする比頃、五日を経て死ぬ。国挙りて、摂郡見聞く人、喟然き悽然ふ。因果を曉ずして、理にあらず義無し。是を以ちて定めて知る、理にあらずは現に報い、義無くは悪しく報ゆるなり。現報すらなほし然り。いはむやまた後報をや。經に説きたまふが如し「債物を償はざれば、馬牛と作りて償ふ」と。負へる人は奴の如く、物主は君の如し。負へる人は鷦の如く、物主は鷹の如し。ただし物を負すといへども、徵ること分にあらずは、返りて馬牛と作りて、また償ふ人に役はれむ。故に過え徵ることなかれ。

### 髑髏の目の穴に笄の擲すを脱ちて祈りて靈しき表を示す縁 第二十七

白壁天皇の世、宝亀九年戊午の冬十一月の下旬に備後国葦田郡大山里の品知牧人、正月の物を買はむが為に、同じき国深津郡に深津市に向きて往く。中路に日晚れて、葦田郡に葦田竹原に次る。宿れる処に呻ふ音有りて言はく「痛、目」といふ。牧人聞きて竟夜寝ずして踞る。明日に見

東大寺への寄進の内容の記述が詳細なのは、その解の記述の反映であろう。モ寺への寄進によつて広虫女の生前の罪は贖われるのである。この「死は、より高い地位の存在への転生を暗示する。」  
六成実論・六業品の取意か。  
二未詳。本説話以外に所伝をみない。  
三土佐日記によれば、屠蘇(じゆそ)、白散(しらさん)(以上、米酒)、芋茎(いもく)、荒布(あらぬ)、齒固(くちご)、押鮎(おしづな)以上、食物、鱈(くわ)の頭、松(まつ)の付いた注連(しゆれん)。延喜式・内膳には、「正月三節として、米、糯米(こめ)、醸稻(じゆとう)、乾燥した生穀(こうご)、味製漬(みせつけ)、粟子(あわ)、大豆(だい)、小豆(こまめ)、清酒(せいしゅ)、濁酒(だくしゅ)、酢(す)、油(あぶら)、東鰯(とういわしだけ)、隱岐鰯(いんぎいわしだけ)、煮堅魚(いがねうお)、螺(はまぐり)、卷貝(まき貝)、紫菜(しののめ)、海苔(かいとう)、干蘿蔔(かんらりょく)、搗栗子(こねるいし)、生栗子(いのしり)、小麥(こむぎ)、荏子(ひよし)、胡麻子(ごまし)、大豆(だい)、小豆(こまめ)、清酒(せいしゅ)、濁酒(だくしゅ)、酢(す)、油(あぶら)、醤(さけ)、調味料(ちうみらい)の一種)、塩(しお)、東漬(とうづけ)、醤油(さけゆ)、味噌(みそ)、微小(びそ)薑(なまこ)がみえ、元日より三日までに供するものとして、蘿蔔(なめり)・ダイコン(大根)・味製漬(みせつけ)、糟漬(さけづけ)、鹿(しか)・鹿の肉(しかのにく)、猪(いのしし)・猪の肉(いのししのにく)がみえる。  
云々未詳。原文(次葦田郡於葦田竹原)。  
云々あ、日、秋風のふくたびごとにあなめなめ(神宮文庫本小町第六)。